―― 集 会 所 だ よ り ――

HAPPINESS

―― ハ ピ ネ ス ――

令和７年6月発行

6 月 号

vol：3

●6月１日は「人権擁護委員の日」です

１．人権擁護委員とは

「人権擁護委員法」に基づき、人権に係る相談を受けることや人権意識を広めることが主な任務とされています。人権擁護委員制度は、「さまざまな分野の人が、人権思想を広め地域において人権が侵害されないように配慮したうえで人権を擁護していくことが望ましい」という考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度です。

現在、日田市では16人、全国で約14,000人が法務大臣から委嘱され、積極的かつ献身的な人権擁護活動に取り組んでいます。

2．人権擁護委員の歴史

日本国憲法が「基本的人権の保障」を基本原理のひとつとして掲げていることを受け、昭和23（1948）年、国家機関としての人権擁護局が設置されました。

そもそも基本的人権は、「国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」（日本国憲法：HAPPINESS5月号参照）とされているため、政府機関が積極的にこれを擁護することは当然のことです。そのうえで、国民一人ひとりの努力や民間組織の協力により、官民が一体となって基本的人権の擁護、伸長を図るため、同年7月に「人権擁護委員制度」が発足しました。

（※現在の制度は、昭和24年の人権擁護委員法施行から）。

3．人権相談委員の活動

人権擁護委員の主な活動は、（1）人権相談活動、（2）人権侵犯に関する調査・救済活動、（3）人権啓発活動　です。

※「（1）人権相談活動」については、法務局等で行う常設相談と商業施設等において不定期に行う特別相談があります。常設相談は無料かつ秘密厳守で毎日（土日・祝日除く）行っています。

以上、身近な人権問題の相談機関として「人権擁護委員」について紹介しましたが、大分地方法務局日田支局においてもさまざまな相談を受け付けています。

◆大分地方法務局日田支局　　22−2719

◆大分地方法務局日田支局「人権なんでも相談会」 6月22日、7月8日

※詳細は「広報ひた」6月号をご覧ください。

障害者差別解消法「合理的配慮の提供」を考える

平成28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

この法は、行政機関や事業者に対し、障害を理由とする「**不当な差別的取扱い」を禁止**し、障害のある人から申し出がなされた場合、**「合理的配慮の提供」**などを通じて、「障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる 社会（共生社会）を実現する」ことを目指しています。

●合理的配慮の提供

合理的配慮とは、障害のある人の社会的なバリアを取り除くため、事業者側の負担が重すぎない範囲で必要な対応にあたることです。

施行当初は行政機関等にのみ、「合理的配慮の提供」が義務化されていましたが、令和6（2024）年の法改正により、事業者にも義務化されました。

合理的配慮の「円滑な」提供は、障害のある人と事業者が対話を重ね、ともに解決策を導き出すことが大切です。

例えば・・・

●物理的環境への配慮（例：肢体不自由）

【障害のある方から申出】
飲食店で車椅子のまま着席したい。

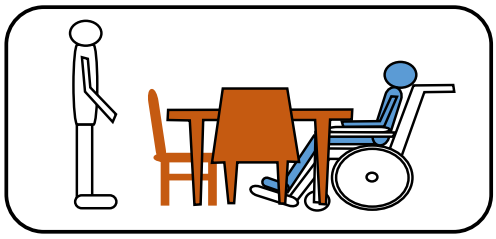

【申出への対応（合理的配慮の提供）】
備え付けの椅子を片付け、車椅子のまま着席できるスペースを用意した。

●意思疎通への配慮（例：弱視難聴）

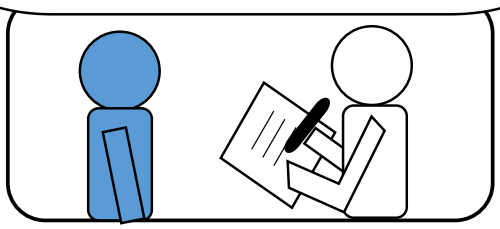

【障害のある方から申出】
難聴のため、筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視もあるため、小さく細い文字は読みづらい

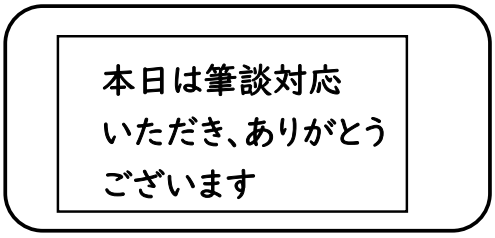

【申出への対応（合理的配慮の提供）】
文字を大きく、太く書いて筆談した。

●ルール・慣行の柔軟な変更（例：学習障害）

【障害のある方から申出】
文字の読み書きに時間がかかるため板書を最後まで

【申出への対応（合理的配慮の提供）】
文字の書き写しの代わりにデジタルカメラ・スマートフォンなどで板書を撮影できることとした。

●最後に

合理的配慮は、「小さな心がけ」が基本です。目に見える社会を「当たり前」とは思わず、すべての人が他者に配慮する心を持ち、「誰もが暮らしやすい社会」をつくりましょう。

健診（健康診査）から始めるセルフケア！

健康診査（健診）は、生活習慣病の早期発見やその治療および重症化の予防につながることから、セルフケアの第1歩です。

「面倒くさい、自分は悪いところはない」など敬遠されがちな検診ですが、自分自身の身体の状況確認のため、年に一度の受診をお勧めします。健診を受け、さまざまな病気の早期発見・早期治療につなげましょう。

・巡回健診について

6月25日（水）髙瀬公民館　定員70人
10月16日（木）光岡公民館　定員70人

※健診は予約が必要です
・6/2～9/30
0120-520-530 予約受付コールセンター
平日8時30分～16時
・10/1以降 24-3000 ウェルピア
までお問い合わせください

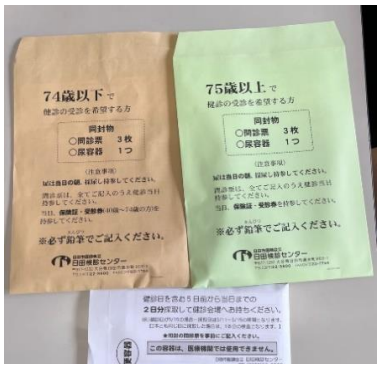

●両集会所に検査キットを置いています●
どうぞご活用ください。

●集会所ダイアリー●

北三ビッグフラワー製作

三遊亭鳳志落語会

いまいし元気クラブと高瀬地区のみなさん

北三チャレンジ教室（苗植え）

どのイベントも
笑顔があふれていました

生きがいサロン グラウンドゴルフ

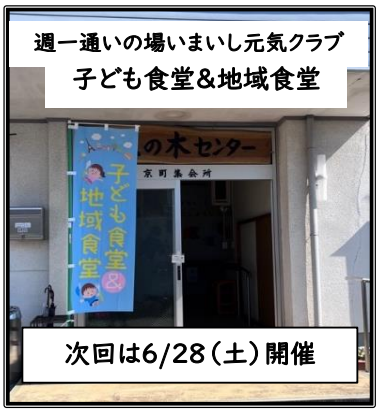

週一通いの場いまいし元気クラブ
子ども食堂&地域食堂
次回は6/28（土）開催

集会所イベントカレンダー

●北友田3丁目地区集会所●

■6/25　ﾒﾃﾞｨｶﾙﾌｯﾄｾﾗﾋﾟｰ
（北三ワークショップ）
講師：桜木　恭子さん
※詳細は近日HPに掲載します。

■7/12　第1回北3人権講座
「絵本で繋がる」
～世界からみた日本・日本からみた世界～
1部　11:00-12:00
2部　13:00-14:00

■7/31　第2回北3人権講座
「SNSとの付き合い方」

◆卓球始めませんか!◆
毎月第1・第3金曜日　北3卓球クラブ開催中!
13時30分から2時間程度練習しています。
参加してみたい方は北友田3丁目地区集会所へ

●京町地区集会所●

■6/5　第1回人権学習会（★下記参照）

■6/27 フラワーアレンジメント教室
（むくの木ワークショップ）

■6/28 いまいし子ども食堂&地域食堂
（週一通いの場いまいし元気クラブ主催）

【定期開催】
■京町生きがいサロン　　毎週火曜日開催
■いまいし元気クラブ（週一通いの場）
毎週金曜日開催（6/27は除く）
■「未来へチャレンジ」こども育成事業
・未来創生塾（小学生）毎週火・木曜開催
・未来創生塾（中学生）毎週水曜開催
・小学生チャレンジ教室　不定期開催
■ヨガ教室　　第1・3火曜日開催

●生きがいサロン利用者募集中

両集会所で活動中の「生きがいサロン」では、随時、利用者を募集しています。お気軽にお問合せください。

●PICK UP!!●（注目イベント）

第1回 人権学習会（京町）

演 題 ：「みんなが主役の学校」
玖珠町立くす若草小中学校の歩み
（学びの多様化学校）

講 師 ： 小原　猛 先生
（玖珠町立くす若草小中学校 校長）

日 時 ： 令和7年6月5日（木） 19:00～

場 所 ： 京町地区集会所（むくの木センター）

京町地区集会所（むくの木センター）

■〒877-0051　日田市京町51-5
■TEL/FAX　0973-23-4620
■Mail: takase@cyber.ocn.ne.jp

北友田３丁目地区集会所

■〒877-0078　日田市北友田3丁目2531-39
■TEL/FAX　0973-23-6920
■Mail:kitasan@city.hita.lg.jp